

## 県民健康増進支援センター規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学県民健康増進支援センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、市町村や県が実施する健康増進事業に協力するとともに、予防医学や健康づくりの適切な情報や研究成果を提供することにより地域住民のセルフケアを支援することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村や県が実施する健康増進事業への協力に関すること。
- (2) 予防医学や健康づくりの適切な情報や研究成果の提供に関すること。
- (3) 啓発及び広報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるものの他、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

### (組織)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、教育・研究担当理事をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの運営を統括する。
- 4 センターに、マネージャー、コーディネーター等の教職員を置く。
- 5 マネージャーは、疫学・予防医学教授をもって充てる。
- 6 コーディネーターは、専任とし、教育研究審議会に附議し、役員会の決定により理事長が任命する。

### (運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) センター長
  - (2) マネージャー
  - (3) 法人企画部長

(4) 県福祉医療部医療政策局健康推進課長

(5) 教職員若干名

- 3 前項第5号の委員は、教育研究審議会に附議し、役員会の決定により理事長が任命する。
- 4 第2項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、運営委員会を主宰し、その議長となる。
- 6 運営委員会は、第2項に規定する者の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 運営委員会は、必要と認めるときは、第2項に規定する者以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年3月5日から施行する。
- 2 (県民の健康増進支援センター運営委員会規程の廃止)  
県民の健康増進支援センター運営委員会規程(平成25年11月6日施行)は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成29年7月6日から施行する。
- 2 この改正の施行後、第5条第3項の規定により最初に任命される委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。